

第 1 2 9 号議案

四日市市都市計画マスタープラン

地域・地区別構想（常磐地区）決定案

【四日市市都市計画まちづくり条例第 2 2 条に基づく付議】

令和 6 年 2 月 7 日

四日市市都市計画審議会

～住みたいまち 住み続けたいまち“常磐”～

常磐地区
都市計画マスタープラン
(地域・地区別構想)

(決定案)

令和6年2月

四 日 市 市

都市整備部

はじめに

本市では、少子高齢、人口減少社会の到来の中で、今後とも本市が活力を持続していくための‘まちづくりの目標’として「四日市市都市計画マスタープラン全体構想」（以下、「全体構想」という。）を平成14年7月に策定しました。その後、平成20年3月には「全体構想」の一部変更を行い、さらに、当初策定から一定の期間が経過していることから、平成23年7月に「全体構想」の改定を行いました。

改定後の「全体構想」では、まちづくりの基本的な考え方として、「生活者の視点に立つまちづくり」「既成市街地等の再整備と有効活用」「自然環境の保全と創出」「誰もが移動しやすい交通環境づくり」「市民と市の協働によるまちづくり」の5点を掲げ、活力ある地域社会の実現を市民と協働のまちづくりに求め、地区住民から提案される「地区まちづくり構想」をもとに都市計画マスタープラン地域・地区別構想を市で策定する道筋を示しました。

常磐地区は、本市の中心市街地に近く、幹線道路が充実し、商業施設や医療施設、福祉施設などの生活を支える施設のほか、鉄道、バスなどの公共交通の利便性が高い地区のため戸建て住宅やマンションも多く立地する地区ですが、中心市街地と郊外の住宅地等を行き来する自動車交通による朝・夕の時間帯を中心に交通渋滞が見られます。また、三滝川、鹿化川、松本山、東海道などの自然や歴史文化資源が地区住民の憩いの場となっています。

「全体構想」の中では、全域が「都市活用ゾーン」となっており、西部には「自然共生ゾーン」と重複している地域も見られます。土地利用方針では、東部は「住宅系土地利用」、中部は「宅地と農地の混在地域」、西部は「住宅団地」に位置付けられています。

本市では、都市計画まちづくり条例に基づき、常磐地区まちづくり構想策定委員会から提案された「常磐地区まちづくり構想」を踏まえ、「四日市市都市計画マスタープラン地域・地区別構想（常磐地区）」（以下、「常磐地区都市計画マスタープラン」という。）を策定しました。

常磐地区都市計画マスタープランとは

- ◆本市の都市計画の基本的な方針である「全体構想」に基づく、常磐地区におけるまちづくりのアクションプラン（土地利用や都市基盤施設に関する計画）となるものです。
- ◆概ね20年後を見通しつつ、今後10年間において必要な施策を中心に、常磐地区の今後のまちづくりの方向性を示したものです。
- ◆常磐地区の特徴や課題を踏まえ、活力ある地域社会と魅力的な地域づくりの実現のために、地区住民と市が果たすべき役割を示し、その実現にどのように取り組んでいくかを示したものです。
- ◆常磐地区のまちづくりの指針として、これをもとに様々な分野、人々との連携や協力を進めるためのものです。

目 次

第1章 常磐地区の特徴	1
第2章 常磐地区のまちづくりの基本的方向	2
第3章 常磐地区のまちづくりへの取り組み	
1. 安心して暮らせるまち	3～4
2. 緑豊かな憩いのまち	5～6
3. 災害に強いまち	7～8
■ 概ね10年間に予定する取り組み	9～12
■ 構 想 図	13
第4章 マスタープランの実現に向けて	14
終わりに 常磐地区のまちづくりに向けて	15

第1章 常磐地区の特徴

地区は、中心市街地の西に隣接しており、松本山周辺を除き、概ね平坦な地区であり、東海道が地区の東部を南北に通る、かつては、芝田村や赤堀村が四日市宿の助郷[※]として指定されるなど、東海道を中心としたにぎわいを見せていました。現在も、街道の往来をうかがうことのできる町家建築が残っています。

地区は、人口、世帯数ともに増加してきましたが、長期的な推計では、今後は人口、世帯数ともに減少に向かうものと予測されています。また、少子高齢化が大きく進むことが予測されることから、福祉に対する思いが強く、ふれあいいきいきサロンや認知症カフェなどの活動に積極的に取り組んでいます。

地区の骨格を形成する幹線道路は、東西を走る市道赤堀小生線（松本街道）、国道477号（湯の山街道）や南北を走る市道日永八郷線（中川原通り）、県道四日市鈴鹿環状線（環状一号線）などの整備が進み、土地利用では、幹線道路沿道に店舗やマンションが立地し、その周辺及び鉄道沿線に住宅等が次々と建てられ、現在の市街地が形成されています。

また、かつて地区では農地が広がっており、道路や公園などの都市基盤施設の整備を伴う大規模開発ではなく、農地が次第に住宅地が変わっていく小規模な開発を中心として市街化が形成されたため、現在も農地と宅地が混在し、緊急車両が入りにくい通り抜け困難な道路や、身近な公園などが十分に確保できていない地域があります。

一方、地区には、西伊倉町などに市営住宅が4団地、市立四日市病院などの公共施設があります。公共交通は、四日市あすなろう鉄道が地区の東部を南北に通る、近鉄湯の山線は、菰野町方面を結んでおり、3つの鉄道駅（赤堀駅、中川原駅、伊勢松本駅）があります。また、地区内の幹線道路を中心に、三重交通バスや三岐バスの複数のバス路線が通るとともに、中心市街地と本市の西部を結ぶバス路線も通っており、利便性が高い状況です。

今後、中心市街地に近いという立地特性による交通や生活の利便性をさらに高めるため、暮らしに潤いを与える水と緑の環境を整えるとともに、安心、安全で福祉についても充実している魅力あるまちづくりを進めることが求められています。

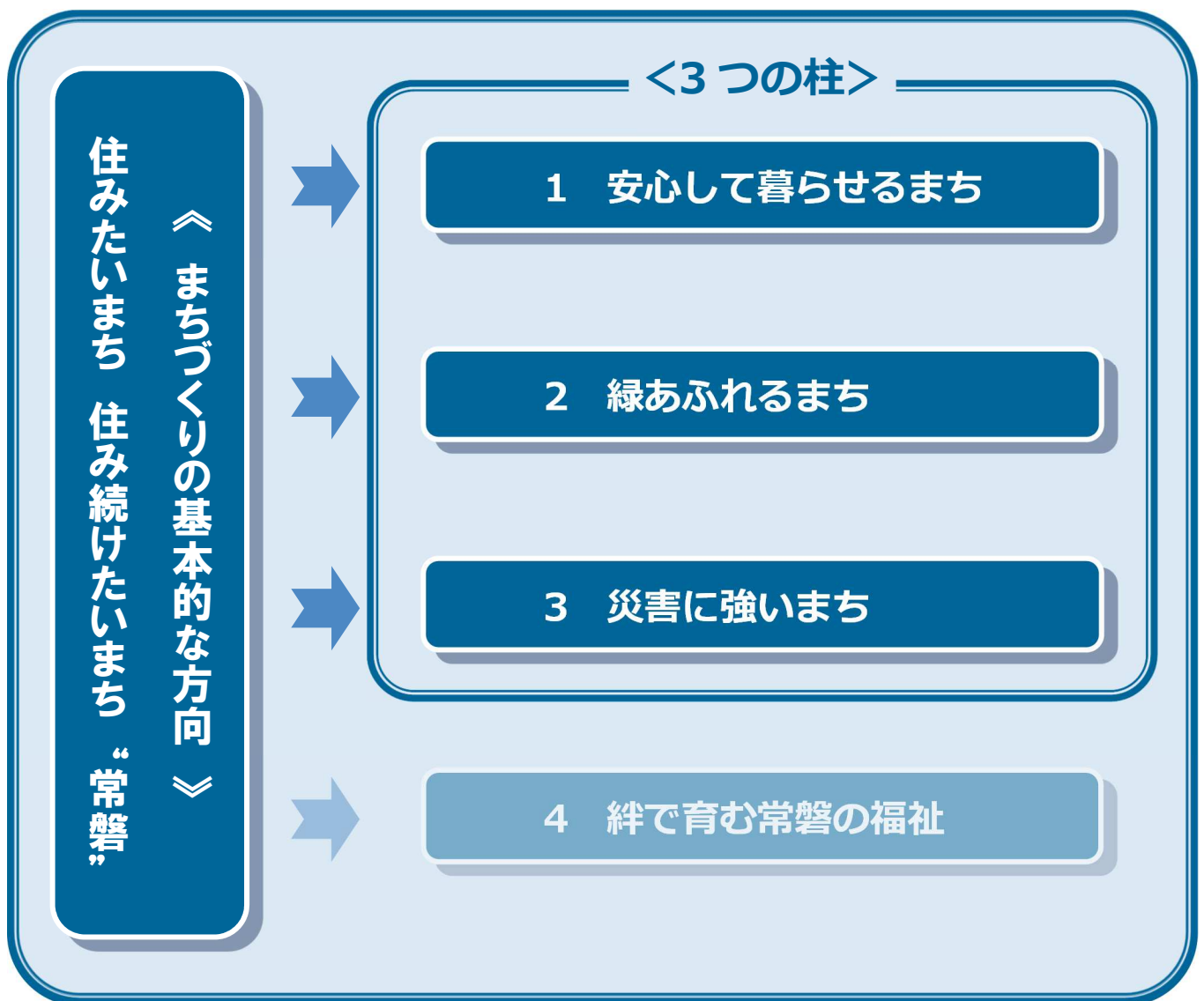
^{すけごう}
※助郷：

東海道の宿場を支え人馬の供給を行い、宿場の繁栄に欠かせない重要な役割を担っていた。

第2章 常磐地区のまちづくりの基本的方向

地区で策定された「常磐地区まちづくり構想」では、将来のまちのビジョンとして「～住みたいまち 住み続けたいまち“常磐”～」を掲げ、「1安心して暮らせるまち“常磐”」「2緑あふれるまち“常磐”」「3自助の意識が 災害へらす」「4絆で育む常磐の福祉」の4つのまちづくりの目標をもとに、取り組みが示されています。

これを踏まえ、本市では、まちづくりの基本的な方向を地区の将来像である「住みたいまち 住み続けたいまち“常磐”」とし、この基本的な方向を実現するため、都市整備の取り組みが必要な項目を整理し、以下に示す3つの柱から地区のまちづくりに取り組み、必要な施策・事業を展開していきます。



第3章 常磐地区のまちづくりへの取り組み

3-1 安心して暮らせるまち

(1) 幹線道路（都市計画道路）の整備・維持管理

地区には、幹線道路（都市計画道路）の四日市中央線や千歳町小生線などが東西に計画され、泊鷗線などが南北に計画されている。

本市の「道路整備の方針」において、日永八郷線や千歳町小生線、四日市中央線が位置付けしており、地区の円滑な交通や安心して利用できる道路環境促進のため、事業化を目指します。

取り組みの方針

- ① 都市計画道路千歳町小生線の未整備区間の市道赤堀末永線（西浦通り）から国道1号までの区間について、整備案の検討を進めていきます。
- ② 誰もが利用しやすい道路環境に向け、市道日永八郷線（中川原通り）や市道赤堀末永線（西浦通り）、市道堀木日永線などにおいて、歩道の段差解消等について地域や関係者とともに検討します。
また、幹線道路において、街路樹の定期的な剪定や管理しやすい街路樹への植え替えなどを検討します。
- ③ 都市計画道路泊鷗線について、事業化に向けた整備案を検討します。
- ④ 都市計画道路四日市中央線について、事業化に向けて検討します。

(2) 生活道路の交通安全対策の充実

地区は本市の中心市街地に隣接しており、地区内の幹線道路は概ね整備されているものの、自動車交通量が多い地区であるため、朝・夕を中心に市道赤堀小生線（松本街道）や市道赤堀末永線（西浦通り）などの主要な交差点を中心に渋滞が発生しており、渋滞を回避する車が生活道路に流入するなどの状況が生じています。

また、通学路や道路幅の狭い地域では、車と人との事故が心配される箇所が多くあり、歩道等では、段差が多く見受けられ、高齢者などの通行に不安を感じる箇所があります。

このため、生活道路や通学路の安全対策を進めるとともに、車の流入抑制対策などを図ることにより地区住民が安全に移動できる道路環境を目指します。

取り組みの方針

- ① 円滑な交通のため、市道赤堀小生線（松本街道）の市道堀木日永線から市道赤堀末永線（西浦通り）の拡幅を順次進めます。
- ② 横断歩道や自転車通行帯などの交通安全施設の整備については、設置が必要な場所を地域とともに検討し、関係者と協議を行います。
- ③ 歩行者安全対策について、生活道路においては「生活に身近な道路整備事業」、通学路における危険箇所については、「通学路交通安全プログラム」に基づき地域や関係機関と協議し、歩行者の安全対策に努めます。
また、常磐西小学校校区内等に流入する通過車両については、歩行者の安全確保に向け、ゾーン30プラスによる速度規制などの方策について、地域と関係機関とともに検討します。

- ④ 狭あい道路の解消に向け、建て替えなどに合わせて後退用地を市が整備する「狭あい道路後退用地整備事業」や、建築行為に合わせて後退用地の整備費用を市が補助する制度により、生活道路の環境改善に努めます。
- ⑤ 誰もが利用しやすい道路の環境に向け、市道日永八郷線（中川原通り）や市道赤堀末永線（西浦通り）、市道堀木日永線などにおいて、歩道の段差解消等について地域や関係者とともに検討します。（再掲）

（３）公共交通の利用促進と利便性向上

地区の公共交通は、四日市あすなろう鉄道赤堀駅や近鉄湯の山線中川原駅、伊勢松本駅、三重交通バスや三岐バスの複数のバス路線があり、本市の中では、公共交通が充実している地区ですが、鉄道駅やバス停から遠く、その利用が難しいときわ五丁目西部や南松本町の一部の地域（公共交通不便地域）における地区住民の移動手段の確保が求められています。

公共交通の維持については、地域の方々の積極的な利用が欠かせないため、地区住民、交通事業者、行政など交通に関わる関係者が一体となって、移動手段の確保を目指します。

取り組みの方針

- ① 既存鉄道やバス路線の維持に向け、交通事業者とともに利用促進に努めます。
- ② バス待ち環境の改善について、地域や交通事業者とともに検討を行い、必要に応じて「四日市市バス待ち環境整備事業」による支援を行います。
- ③ 将来的な実現化に向けて、次世代モビリティ[※]の活用を検討します。
- ④ 近鉄湯の山線伊勢松本駅の駅前環境改善のため、送迎スペースの駅前環境整備について、地域とともに検討します。

※次世代モビリティ…より効率的で快適な移動手段とサービス提供を実現するための自動運転車両、パーソナルモビリティ等を指す。

（４）市営住宅の維持管理と今後の土地利用

地区には、西伊倉町、赤堀町、石塚町および城西町に市営住宅があります。

石塚町および城西町の市営住宅は、昭和 28 年（石塚町の一部昭和 34 年）に建設され、建設後 60 年以上が経過しており建物の老朽化が進んでいることから、将来的に用途廃止を行い、売却する方針としているため、周辺地域を含めたまちづくりが求められています。

取り組みの方針

- ① 西伊倉町および赤堀町の市営住宅については、引き続き、適正な維持管理に努めます。
- ② 石塚町および城西町の市営住宅については、入居者の住み替えを促していくとともに、周辺地域を含めた将来のあり方やまちづくりについて、地域とともに整理・検討します。

3-2 緑あふれるまち

(1) 緑化による潤いあるまちづくり

地区西部には緑が多い丘陵地がありますが、東部には公園がなく、市内の中でも公園を含む緑地面積が少なく、地区住民の遊びやコミュニケーションの場所が少ない状況です。

地区内の空地等を活用して、地区住民等の協力を得て、地区住民の憩える空間の拡充や良好な公園・広場等の維持管理を目指します。

また、地区内の幹線道路の歩道には、街路樹や植栽帯がありますが、季節によっては、街路樹の枝葉や植栽樹の雑草の繁茂により歩行者の利用を妨げることから、地区住民との協働により定期的な維持管理を行うことにより、快適に緑を感じる街並みを目指します。

取り組みの方針

- ① 既存の公園について、引き続き、適正な維持管理を行うとともに、公園の維持管理活動についての支援を行います。
- ② 公園が不足している地域における公園緑地の整備拡充について、地域とともに検討します。また、「市民緑地制度」を活用して、民間の空地等を、地区住民の憩いの場となるよう地域とともに検討します。
- ③ 幹線道路において、街路樹の定期的な剪定や管理しやすい街路樹への植え替えなどを検討します。（再掲）
- ④ 地域が行う緑化活動について、「花と緑いっぱい事業」や「生垣設置助成金交付制度」により支援します。

(2) 豊かな河川の環境を活かしたまちづくり

地区は、北に三滝川が、南に鹿化川が流れる、自然環境に恵まれた地区です。

三滝川河川敷にはランニングコースがあり、鹿化川にはカワセミや鯉などの野生動物が見られ、一部では桜並木があり、地区住民が水辺に親しめ、憩いの場となっています。

河川の多様な生物が住める環境の保全により、地区住民が憩える環境を目指します。

取り組みの方針

- ① 三滝川については、河川敷を活用し、地区住民が気軽に自然とふれあえる散策路等について、必要に応じて地域や関係機関等とともに検討します。
- ② 鹿化川については、堤防道路等を活用して、地区住民が気軽に散策、ウォーキングなど健康増進に向けた環境づくりの方策を地域とともに検討し、必要に応じて関係機関等に働きかけます。

(3) 自然や歴史を活用したまちづくり

地区には、東海道の町並みや八坂神社、赤堀城跡、松本城跡などの歴史遺産のほか、三滝川や鹿化川などの自然を感じられる場所があります。

このような資源を活用して、水や緑の環境と合わせ、特色ある地区の自然・歴史文化をめぐる散策コースを楽しく歩ける環境づくりを目指します。

取り組みの方針

- ① 地区の自然をめぐる散策コースについて、地域とともに検討します。
- ② 東海道や城跡など、地区に残る歴史文化を楽しめる歩きやすい道路空間づくりについて、地域とともに検討します。

3-3 災害に強いまち

(1) 安心して暮らせる住環境の確保

地区は昭和40年代後半から、農地ごとに小規模な開発が行われ、狭い道路に囲まれた地域があります。

また、地区内には昭和56年5月以前に建てられた耐震性の低い木造住宅が見られるほか、空き家の増加も進んでいるため、安心して住み続けられる快適な地区住民の生活の安全性の確保と向上を図ります。

今後、狭あい道路の解消や空き家の利活用に向けての支援及び危険な空き家への対策に取り組むとともに、住環境や景観の維持・向上を目指します。

取り組みの方針

- ① 木造住宅無料耐震診断の実施を促し、耐震性の低い木造住宅については、「木造住宅耐震補助制度」により支援します。
また、「木造住宅耐震補助制度」により、建て替えや利用転換に向けた建物の除却に対しても支援します。
また、飛散等の危険性が高い瓦屋根の改修工事について、「瓦屋根耐風改修工事費補助制度」により支援します。
- ② 子育て世帯などの転入を促すために、中古空き家住宅の取得やリフォーム・建替えについて、「住み替え支援促進事業」により支援します。
また、子育て世帯などの転入や、空き家の利活用について、「空き家・空き地バンク」により支援します。
- ③ 密集市街地における安全安心な住環境の形成等や地区への定住を図るため、敷地増しを行い定住する方について、登記費用等の手続き費用の一部を助成する「狭小宅地改善及び同居等支援制度」により支援します。
- ④ 道路などに面し地震時に倒壊のおそれのあるブロック塀などの改善を促すため、生垣への転換を「生垣設置助成金交付制度」により支援するとともに、早期改善に向けて、「ブロック塀等撤去費補助制度」により支援します。
- ⑤ 狭あい道路の解消に向け、建て替えなどに合わせて後退用地を市が整備する「狭あい道路後退用地整備事業」や、建築行為に合わせて後退用地の整備費用を市が補助する制度等により、道路環境の改善に努めます。（再掲）

(2) 河川などの安全性の向上

地区内には、三滝川や鹿化川、落合川が東西に流れており、近年の都市化が進む中で台風や集中豪雨が増加していることから、河川などの安全性に対する地区の関心が高まっています。

また、赤堀・石塚町周辺において、過去に浸水被害が生じており、このような災害の未然防止や減災を図るため、適切な河川管理や雨水対策の検討・実施を目指します。

取り組みの方針

- ① 「三滝川水系河川整備計画」に基づく、三滝川の早期改修及び河床掘削や護岸整備の治水対策について、必要に応じて三重県に地域とともに働きかけます。

- ② 鹿化川における河川改修について、必要に応じて関係機関等に地域とともに働きかけます。
- ③ 落合川については、引き続き、排水機能が適切に発揮するよう維持管理に努めます。
- ④ 石塚町周辺における内水氾濫の未然防止のため、雨水排水対策について、関係者と検討します。

概ね 10 年間に予定する地域整備の取り組み（まちづくり構想の提案項目併記）

常磐地区都市計画マスタープラン			事業概要	
地域・地区別構想に基づく地域整備	3-1 安心して暮らせるまち	(1) 幹線道路(都市計画道路)の整備・維持管理	【対象区域】	常磐地区全域
			【概要】	①都市計画道路千歳町小生線の未整備区間の市道赤堀末永線（西浦通り）から国道1号までの区間について、整備案の検討を進める。 ②誰もが利用しやすい道路環境に向け、市道日永八郷線（中川原通り）や市道赤堀末永線（西浦通り）、市道堀木日永線などにおいて、歩道の段差解消等について地域や関係者とともに検討する。 また、幹線道路において、街路樹の定期的な剪定や管理しやすい街路樹への植え替えなどを検討する。 ③都市計画道路泊鶴線について、事業化に向けた整備案を検討する。 ④都市計画道路四日市中央線について、事業化に向けて検討する。
			【実施時期】	①、③、④継続実施 ②地域からの要望により実施
		(2) 生活道路の交通安全対策の充実	【対象区域】	常磐地区全域
			【概要】	①円滑な交通のため、市道赤堀小生線（松本街道）の市道堀木日永線から市道赤堀末永線（西浦通り）の拡幅を順次進める。 ②横断歩道や自転車通行帯などの交通安全施設の整備については、設置が必要な場所を地域とともに検討し、関係者と協議を行う。 ③歩行者安全対策について、生活道路においては「生活に身近な道路整備事業」、通学路における危険箇所については、「通学路交通安全プログラム」に基づき地域や関係機関と協議し、歩行者の安全対策に努める。 また、常磐西小学校校区内等に流入する通過車両については、歩行者の安全確保に向け、ゾーン30プラスによる速度規制などの方策について、地域と関係機関とともに検討する。 ④狭あい道路の解消に向け、建て替えなどに合わせて後退用地を市が整備する「狭あい道路後退用地整備事業」や、建築行為に合わせて後退用地の整備費用を市が補助する制度により、生活道路の環境改善に努める。 ⑤誰もが利用しやすい道路の環境に向け、市道日永八郷線（中川原通り）や市道赤堀末永線（西浦通り）、市道堀木日永線などにおいて、歩道の段差解消等について地域や関係者とともに検討する。（再掲）
			【実施時期】	①継続実施 ②、③、④、⑤地域からの要望により実施
(3) 公共交通の利用促進と利便性向上	【対象区域】	常磐地区全域		
【概要】	①既存鉄道やバス路線の維持に向け、交通事業者とともに利用促進に努める。 ②バス待ち環境の改善について、地域や交通事業者とともに検討を行い、必要に応じて「四日市市バス待ち環境整備事業」による支援を行う。 ③将来的な実現化に向けて、次世代モビリティ*の活用を検討する。			

常磐地区まちづくり構想		
	地区整備の内容	想定箇所
安心して暮らせるまち「常磐」	【幹線道路等の整備が進められている】 ① 千歳町小生線の整備による渋滞を解消します ② 永宮松本線の整備による安全性を確保します ③ 四日市中央線の暫定整備による安全性を確保します	◇(都)千歳町小生線東部 ◇(都)永宮松本線西部 ◇(都)四日市中央線
	【交通安全対策が充実している】 ① 生活道路の速度制限 30 km/h のまちを目指します ② 渋滞の緩和・解消を進めます ③ 車いすでも安全に移動ができ、安全に自転車が通れる道路を整備します	◇常磐地区全域
	【四日市市で最多の児童、生徒数の常磐を、安全な環境にします】 ① 小学生・中学生の通学路を安全なルートに見直します ② 通行量が多い通学路の交差点には信号機の設置を要請していきます	◇常磐地区全域
	【交通弱者のための交通手段が充実している】 ① 公共交通の利用率を上げる取り組みを行います ② バス交通の維持・強化に向けた取り組みを行います ③ 移動が困難な人の交通手段確保の取り組みを行います	◇常磐地区全域

※常磐地区から市にご提案いただいた「常磐地区まちづくり構想」の内、地区整備に関係する提案項目を抜粋したものです。

			④近鉄湯の山線伊勢松本駅の駅前環境改善のため、送迎スペースの駅前環境整備について、地域とともに検討する
		【実施時期】	①、④地域からの要望により実施 ②、③継続実施
	(4)市営住宅の維持管理と今後の土地利用	【対象区域】	西伊倉町、赤堀町、石塚町、城西町
		【概要】	①西伊倉町および赤堀町の市営住宅については、引き続き、適正な維持管理に努める。 ②石塚町および城西町の市営住宅については、入居者の住み替えを促していくとともに、周辺地域を含めた将来のあり方やまちづくりについて、地域とともに整理・検討する。
		【実施時期】	①、②継続実施

※10年間に予定する取組みは上記の通りですが、今後、これらの整備に関する予算の確保に努めていきます。

概ね 10 年間に予定する地域整備の取り組み（まちづくり構想の提案項目併記）

地域・地区別構想に基づく地域整備		常磐地区都市計画マスタープラン	
		事業概要	
3-2 緑あふれるまち	(1) 緑化による潤いあるまちづくり	【対象区域】	常磐地区全域
		【概要】	①既存の公園について、引き続き、適正な維持管理を行うとともに、公園の維持管理活動についての支援を行う。 ②公園が不足している地域における公園緑地の整備拡充について、地域とともに検討する。 また、「市民緑地制度」を活用して、民間の空地等を、地区住民の憩いの場となるように地域とともに検討する。 ③幹線道路において、街路樹の定期的な剪定や管理しやすい街路樹への植え替えなどを検討する。（再掲） ④地域が行う緑化活動について、「花と緑いっぱい事業」や「生垣設置助成金交付制度」により支援する。
		【実施時期】	①、②、③継続実施 ④地域からの要望により支援、継続実施
	(2) 豊かな河川環境を活かしたまちづくり	【対象区域】	三滝川、鹿化川などの河川・水路及び沿岸部
		【概要】	①三滝川については、河川敷を活用し、地区住民が気軽に自然とふれあえる散策路等について、必要に応じて地域や関係機関等とともに検討する。 ②鹿化川については、堤防道路等を活用して、地区住民が気軽に散策、ウォーキングなど健康増進に向けた環境づくりの方策を地域とともに検討し、必要に応じて関係機関等に働きかける。
		【実施時期】	①②地域からの要望により支援
	(3) 自然や歴史を活用したまちづくり	【対象区域】	常磐地区全域
		【概要】	①地区の自然をめぐる散策コースについて、地域とともに検討する。 ②東海道や城跡など、地区に残る歴史文化を楽しめる歩きやすい道路空間づくりについて、地域とともに検討する。
		【実施時期】	①、②地域からの要望により支援

常磐地区まちづくり構想	
地区整備の内容	想定箇所
【常磐地区の唯一の丘陵 “松本山” の魅力が引き出されている】 ① 緑豊かな丘陵として整備を進めていきます	◇松本山周辺地区
【植栽、植樹によりまちに潤いがある】 ① 公園を花いっぱいにし、常磐をやさしくきれいなまちにします ② 常磐地区の幹線道路を花いっぱいのやさしくきれいな道路にします ③ 花いっぱい活動を広げることで常磐地区に公園の様な空間を増やしていきます	◇常磐地区全域
【緑豊かな環境にし、憩いのスポットを整備します】 ① 三滝川河川敷の機能強化を要請していきます ② 鹿化川沿いを楽しく安全に歩ける遊歩道とするよう整備を進めていきます ③ 河川環境を整備し、良好な自然環境と生態系を維持していきます	◇三滝川周辺地区 ◇鹿化川周辺地区 ◇常磐地区全域の河川・水路
【誰もが楽しんで自然や歴史を味わえる“ハイキングコース”がつくられている】 ① 常磐地区の散策コースを設定します ② 散策コース上にある休憩・食事場所等のスポットを整備、紹介していきます	◇常磐地区全域

※常磐地区から市にご提案いただいた「常磐地区まちづくり構想」の内、地区整備に関する提案項目を抜粋したものです。

※10年間に予定する取組みは上記の通りですが、今後、これらの整備に関する予算の確保に努めていきます。

概ね 10 年間に予定する地域整備の取り組み（まちづくり構想の提案項目併記）

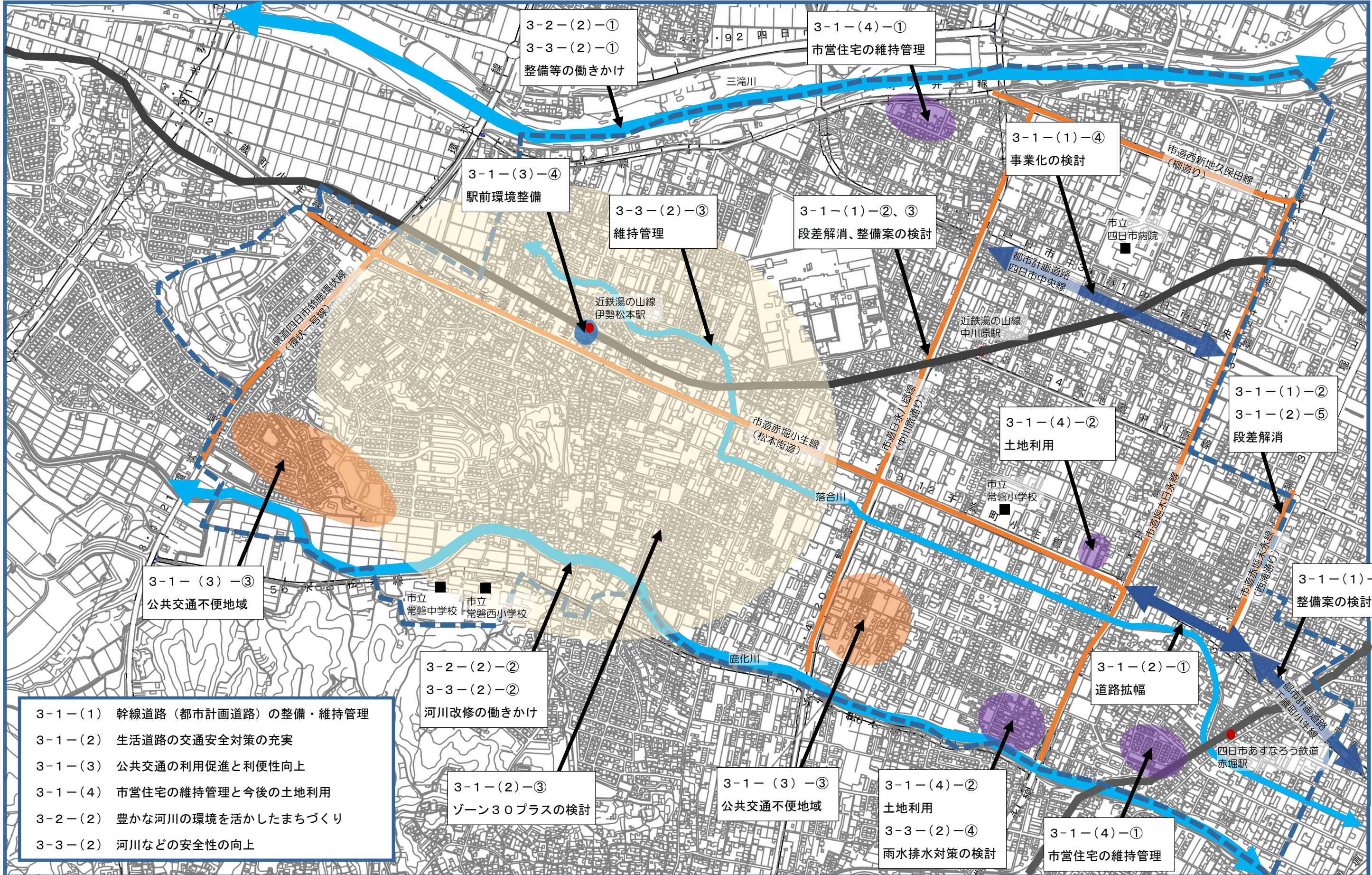
常磐地区都市計画マスタープラン			
事業概要			
地域・地区別構想に基づく地域整備	3-3 災害に強いまち	(1)安心して暮らせる住環境の確保	【対象区域】 常磐地区全域
			【概要】 ①木造住宅無料耐震診断の実施を促し、耐震性の低い木造住宅については、「木造住宅耐震補助制度」により支援する。 また、「木造住宅耐震補助制度」により、建て替えや利用転換に向けた建物の除却に対しても支援する。 また、飛散等の危険性が高い瓦屋根の改修工事について、「瓦屋根耐風改修工事費補助制度」により、支援する。 ②子育て世帯などの転入を促すために、中古空き家住宅の取得やリフォーム・建替えについて、「住み替え支援促進事業」により支援する。 また、子育て世帯などの転入や、空き家の利活用について、「空き家・空き地バンク」により支援する。 ③密集市街地における安全安心な住環境の形成等や地区への定住を図るため、敷地増しを行い定住する方について、登記費用等の手続き費用の一部を助成する「狭小宅地改善及び同居等支援制度」により支援する。 ④道路などに面し地震時に倒壊のおそれのあるブロック塀などの改善を促すため、生垣への転換を「生垣設置助成金交付制度」により支援するとともに、早期改善に向けて、「ブロック塀等撤去費補助制度」より支援する。 ⑤狭あい道路の解消に向け、建て替えなどに合わせて後退用地を市が整備する「狭あい道路後退用地整備事業」や、建築行為に合わせて後退用地の整備費用を市が補助する制度等により、道路環境の改善に努める。（再掲）
			【実施時期】 ①、②、③、④、⑤継続実施
		(2)河川などの安全性の向上	【対象区域】 常磐地区内の河川・水路及びその沿岸部
			【概要】 ①「三滝川水系河川整備計画」に基づく、三滝川の早期改修及び河床掘削や護岸整備の治水対策について、必要に応じて三重県に地域とともに働きかける。 ②鹿化川における河川改修について、必要に応じて関係機関等に働きかける。 ③落合川については、引き続き、排水機能が適切に発揮するよう維持管理に努める。 ④石塚町周辺における内水氾濫の未然防止のため、雨水排水対策について、関係者と検討する。
			【実施時期】 ①、③、④継続実施 ②地域からの要望により支援

常磐地区まちづくり構想		
地区整備の内容	想定箇所	
【地震に強い住宅を目指し、各家庭での防災対策行動が進んでいる】 ① 災害時に致命的な被害を受けないように家庭内の耐震対策を進めていきます ② 耐震診断・耐震改修など、家屋の耐震対策を進めます	◇常磐地区全域	自助の意識が災害減らす
【水害の不安の無い河川の実現のため計画的に対策が進められている】 ① 安全な河川・水路への改修を進めていきます ② 住民参加による河川管理を実現し防災対策の充実と防災意識の向上を図ります ③ 赤堀・石塚地区等における避難施設、避難体制の充実を図ります	◇常磐地区全域	
【事業所の協力により高齢者や障害者が安心して避難できる体制ができています】 ① 避難場所や避難経路の見直しを進めていきます	◇常磐地区全域	

※常磐地区から市にご提案いただいた「常磐地区まちづくり構想」の内、地区整備に関する提案項目を抜粋したものです。

※10年間に予定する取組みは上記の通りですが、今後、これらの整備に関する予算の確保に努めていきます。

構想図



- 3-1-(1) 幹線道路（都市計画道路）の整備・維持管理
- 3-1-(2) 生活道路の交通安全対策の充実
- 3-1-(3) 公共交通の利用促進と利便性向上
- 3-1-(4) 市営住宅の維持管理と今後の土地利用
- 3-2-(2) 豊かな河川の環境を活かしたまちづくり
- 3-3-(2) 河川などの安全性の向上

第4章 マスタープランの実現に向けて

4-1 多様な主体の参画と協働によるまちづくり

地区住民や社会のニーズが多様化する中で、地区の活力を支えていくために、地域のみならず、共有できる将来像を育みながら、ひとりひとりがまちづくりに関わり行動することが大切です。

また、地域と行政の双方向のコミュニケーションによるパートナーシップの形成と適切な役割分担が欠かせません。

このため、まちづくり情報発信や総合的な調整など、常磐地区都市計画マスタープランの実現に向けて、地域と市が連携した取り組みを進めます。

取り組みの方針

- ① プランの実現に向けた、地域のまちづくり組織と市が連携した体制の構築。
- ② 多様なまちづくり主体の参画の促進。

4-2 継続的なフォローアップ

少子高齢化や人口減少時代の到来など地域社会を取り巻く状況は大きく変わりつつありますが、この常磐というまちが地域に暮らす皆さんの生活の場であり故郷であることに変わりはありません。

地区のまちづくりの基本的な方向である「住みたいまち 住み続けたいまち“常磐”」の実現には、地域の特色を活かした様々な取り組みにより、暮らしやすい環境を実現していくことが必要です。

このため、地域と行政が協働で、地域のまちづくり活動と関連する行政分野の施策及び事業との連携を図りつつ、プランの進捗や地域の状況の変化に応じた継続的なフォローアップに努めます。

取り組みの方針

- ①地域のまちづくり活動と連携した、常磐地区都市計画マスタープランの進行管理。
- ②プランの進捗や地域の状況の変化に応じた継続的なフォローアップ。

常磐地区では、常磐地区まちづくり構想策定委員会によって、長い年月をかけて、福祉の充実を含めて様々な分野での将来のまちづくりの目標や方向性について、議論し、「常磐地区まちづくり構想」の策定がされました。

この「常磐地区まちづくり構想」の実現に向けては、策定と同様に地区住民が、自ら主体的にまちづくりへ取り組んでいくことが望まれます。

一方で、「常磐地区都市計画マスタープラン」は、地区から提案された常磐地区まちづくり構想をもとに今後、約10年間に取り組むべき土地利用や都市施策に関する計画としているものであり、その実現に向け地区住民とともに取り組んでいきます。

本市のまちづくりについて、「生活者の視点に立った市民と市の協働によるまちづくり」という基本的な考え方を、当初策定した「全体構想」から持ち続けていることから、常磐地区まちづくり構想や「常磐地区都市計画マスタープラン」の実現に向けては、市の各担当部局をはじめ、関係機関と連携し、地区に寄り添いながら、取り組みを進めます。